

經濟論叢

第164卷 第6号
中居文治教授記念號

献 辞	西 村 周 三	
米国における法的資本制度・ 分配規制・会計規定	西 田 博	1
債務負担行為の会計学	醍 醐 聰	41
創造的会計とその社会的監視	小 野 武 美	66
利益予測に対する自己防衛行動	富 田 知 嗣	86
戦略的計画設定と予算管理との結合	上 總 康 行	103
アメリカにおける利益測定論の展開	藤 井 秀 樹	125
企業不正支出の資産性に対する理論的考察	宮 本 幸 平	145
持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性	池 田 幸 典	160

中居文治 教授 略歴・著作目録

平成11年12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカにおける利益測定論の展開

—1960年代までの実現概念の変遷を手がかりとして—

藤 井 秀 樹

I はじめに

本稿の目的は、アメリカにおける利益測定論の展開過程を、20世紀前半から1960年代半ばまでの実現概念の変遷を手がかりとしながら整理・検討することにある。

20世紀前半は、いわゆる伝統的実現概念が成立した時期である。伝統的実現概念の成立は、今日の企業会計の基本的枠組みをなす取得原価主義会計の理論的・実践的完成を告げるものでもあった。ところが1950年代後半から1960年代前半にかけて会計的認識を拡張しようとする動きが台頭し、その過程で実現の概念や位置づけは大きく揺れることになった。

実現の概念や位置づけをめぐって展開された当時の議論には、会計上の利益測定に関する今日の問題状況とその理論的性格を考えるうえで示唆的な論点があり、きわめて多く含まれている。以下では、そうした論点に焦点をあてつつ、実現概念の変遷が有する理論的含意と現代的意義を明らかにしていきたいと思う。

II 伝統的実現概念の確立

—1940年序説—

AIA [1952] によれば、第1次世界大戦以前のアメリカにおいては正味資産

* 本稿は、藤井 [1999] の草稿段階の論文に加筆したものである。紙幅の制約から藤井 [1999] の公表にあたって割愛せざるをえなかった叙述や図表も、本稿では再生し収録している。

(純財産)の増加額を利益とみる「純財産増加説」(“increase in net worth” concept)が支配的であったために、実現は会計上の認識規準としては一般に認められていなかったとされる(AIA [1952], p. 23)¹⁾。ところが1910年代から1920年代にかけて保有利得への課税問題が、法律家や経済学者をも巻き込んだかたちで広く議論されるようになった。その過程で、「完結した取引」(completed transaction)や「現金または現金等価物」(cash or its equivalent)といった用語によって特徴づけられる伝統的実現概念が、漸次形成されることになる。法曹界における実現概念の成立を画するものとなったのは、資本からの「分離」を利益の本質的要件とし、株式配当への課税可能性を否認した1920年のMacomber²⁾判決であった(Windal [1963], p. 31; AAA [1965], p. 314)。

他方、やや遅れて会計学領域においても、実現に言及した初期文献としてGilman [1939]やKohler [1952]が現われるが、利益概念をめぐる上掲のような新たな事態の展開に依拠しつつ、さらに、1920年代に急増した「反保守主義的な会計実務」(津守 [1985], 101ページ)への批判的反省をもふまえて実現の要件を定式化し、その概念的確立を決定づけたのはPaton and Littleton [1940] (以下本文で言及する場合には「1940年序説」と記す)であった。

1940年序説は、実現を収益の認識規準として位置づけたうえで、その要件として、「法的な販売またはそれに類似した過程による転換」と「当座資産の受領による確定」の2つを掲げている(Paton and Littleton [1940], p. 49)。すなわち、ここでは、(1)他の実体への財貨の提供(対外取引テスト)と、(2)その対価としての流動資産の受領(流動性テスト)の2つが、実現の要件として

1) しかし、このことは、第1次世界大戦以前に実現(あるいはそれに相当する規準)に依拠した認識実務が存在していなかったということ必ずしも意味するものではない。第1次世界大戦以降に展開する伝統的実現概念の成立過程は、文字どおりその「概念」的な確立過程を意味するものであり、会計実務における実現の一般的承認の獲得過程をなすものと考えらるべきであろう。

なお、本稿では、「規準」(criterion)という用語を、ある判断の尺度を意味する用語として使用している。この点については、藤井 [1997], 83ページを参照されたい。また、「会計原則」の用語法については、藤井 [1997], 33ページを参照されたい。

2) Macomber判決については、辻山 [1991], 199-210ページで詳細な紹介と検討がなされている。

定式化されているのである³⁾。この2つの要件によって構成される実現概念を、今日では広く一般に伝統的(古典的)実現概念と呼んでいる(福島 [1978], 9-13ページ; 辻山 [1991], 137-139ページ)。

では、以上の2要件によって構成される実現は利益測定プロセスにおいて、どのような機能を果たすことになるのであろうか。1940年序説では、「利益」(income)は「費用と収益の期間的対応」(Paton and Littleton [1940], p. 15)をつうじて決定されるものとされ、実現はかかる利益測定プロセスにおける収益の認識規準として位置づけられている(Paton and Littleton [1940], pp. 62-63)。すなわち、このことから、1940年序説においては実現に対して、①収益の期間帰属の決定と、②利益測定プロセスからの未実現保有損益の排除という2つの規範的機能が付与されていることが理解されるのである。このうち、とりわけ②の未実現保有損益の排除については、きわめて厳格な立場がとられており、「帳簿記入原価に代えて仮構的原価を使用することは〔……〕売上原価および営業利益の歪曲をもたらす」(Paton and Littleton [1940], p. 81)という理由で、1940年序説は、未実現保有利得の認識のみならず、未実現保有損失の認識(すなわち低価法の採用)をも明確に否認しているのである(Paton and Littleton [1940], pp. 80-81 and pp. 126-129)。実現のかかる機能的な位置づけは、1940年序説における徹底した原価主義の立場を象徴的に物語るものといえるであろう。

未実現保有損益の排除について以上のようなきわめて厳格な立場がとられているのは、1940年序説では流動資産に裏づけられた処分可能利益の決定に焦点が当てられているからである。したがって、そこで想定されている利益測定プロセスにおいては、上掲の実現の2つの要件のうち、流動性テスト(対価の受領)がより「決定的」(crucial)な要件となる(福島 [1978], 12-13ページ; 森川 [1996], 5-6ページ)。

3) 本稿では「財貨」という用語を、「用役」も含む広い意味で使用している。なお、「対外取引テスト」および「流動性テスト」という用語は、阪本 [1966], 19ページにもとづくものである。

以上総じて、1940年序説で規範化されているのは、原価主義にもとづく処分可能利益の決定プロセスであり、実現はその利益測定プロセスを支える不可欠の収益認識規準として位置づけられていることが理解されるのである⁴⁾。

III 資産・負債の認識規準としての実現の提示

——1957年改訂会計原則——

AAA [1957] (以下本文で言及する場合には「1957年改訂会計原則」と記す)は、「会計原則の理論的基礎をなす基礎概念または会計公準を積極的に表明している点」(新井 [1978], 45ページ)で、それ以前のAAA会計原則と基本的思考を大きく異にするものと評されている。とりわけ注目されるのは、実現を会計慣行の基底にある基礎概念の1つと見なしたうえで、その意義を、「資産または負債の変動が勘定における認識を正当化しうるほど十分に確定的かつ客観的になったこと」(AAA [1957], p. 538)と規定していることである。1957年改訂会計原則において提示された実現概念は、以下の2点において、伝統的実現概念と大きな相違を見せている。

第1は、実現が収益の認識規準としてではなく、「資産または負債の変動」の認識規準として位置づけられていることである。1957年改訂会計原則の最も大きな理論的特徴は、その用役可能性説にある。用役可能性説では、資産の本質は「用役可能性」(service-potentials)とみなされ(負債はそのマイナス概念となる)、そこから、会計規制の規範となる財務諸表要素の定義の連鎖が演繹的に導出されることになる(藤井 [1997], 92ページ)。会計的認識の焦点が「資産および負債の変動」に当てられ、実現がその認識規準として位置づけられているのは、1957年改訂会計原則が提唱する用役可能性説の1つの必然的帰結といってよいであろう。ここでは、F. W. Windal のいう「項目識別機能」

4) ここに見るように、実現と原価主義は利益測定において不可分の関係にあることから、伝統的な取得原価主義会計の認識・測定構造を特徴づける用語として、しばしば「原価-実現主義」という用語が使用されてきた。たとえば、新井 [1978], 346ページを参照されたい。

(Windal [1961], p. 251) が、実現に期待されていることになる。

第2は、対外取引テストと流動性テストに代えて、「資産または負債の変動」の「確定性」と「客観性」が、実現の要件として提示されていることである。かかる実現の要件は伝統的要件に較べて「著しく抽象的」(福島 [1978], 20ページ) なものであり、したがってそのかぎりでは、それは、伝統的実現概念が有する制約を緩和し、会計的認識を拡張する理論的可能性を用意するものとなっている。認識拡張のかかる試みは、「伝統的会計の枠組みが擁してきた貨幣価値安定という概念が、とりわけ第2次大戦後急速にその現実性を失ったことに伴う、会計における資本利益計算の経済的現実性の喪失に対する克服策」(辻山 [1991], 141ページ) として意義づけられるものであった。すなわち、より端的にいえば、1957年改訂会計原則においては、処分可能利益の決定よりも「会計資料のリアリティの増大」(福島 [1978], 42ページ) に、より大きな関心が向けられているのである。

ところが、1957年改訂会計原則の収益認識に関する議論に目を転じると、上掲の実現概念とは整合しない叙述に突き当たるのである⁵⁾。同会計原則における収益の定義が、それである。同会計原則によれば、収益とは、「ある期間において企業から顧客に提供された財貨または用役の総体を貨幣金額で表わしたもの」(AAA [1957], p. 540) とされる。すなわち、1957年改訂会計原則はここで、収益の本質を「資産または負債の変動」(ストックの変動) によってではなく、「提供された財貨または用役」(フローの量) によって定義しているのである。しかも、一見して明らかのように、この「提供された財貨または用役」という表現は、伝統的実現概念の1つの要件である対外取引テストを実質的に指示するものとなっている。つまり、1957年改訂会計原則においては収益は事実上、依然として伝統的実現概念に依拠して定義されているのであり、し

5) 本稿ではふれないが、1957年改訂会計原則で提示された財務諸表要素(とりわけ資産)の定義と測定の間にも重大な矛盾が含まれている。この点については、藤井 [1997], 第4章を参照されたい。

たがって、その定義は、上掲の「資産または負債の変動」の認識規準としての実現概念とは明らかに論理的整合性を欠いたものとなっているのである⁶⁾。

さらに、1957年改訂会計原則は、「実現純利益」(realized net income)を、「正味資産の変動であり、(a) 収益から関連する費消原価を差し引くことによって得られる差額と、(b) 資産の売却、交換、その他の転換によって企業にもたらされるその他の利得または損失から生じるもの」(AAA [1957], p. 540)と定義している。利益のかかる定義には、正味資産の増加を利益とする会計観(いわゆる資産負債アプローチ)と、収益費用の差額を利益とする会計観(いわゆる収益費用アプローチ)が混在している。財務諸表の連携を前提とすれば、多くの場合、会計観のかかる相違は利益に関する解釈の相違を生み出すにすぎない⁷⁾。しかし、1957年改訂会計原則が意図したような認識の拡張を図った場合には、会計観のかかる相違は、利益の決定方式において実質的な相違を生み出す可能性がある。なぜならば、未実現保有損益の会計処理いかんによっては、正味資産の増減額と収益費用の差額⁸⁾が一致しないケースも生じうるからである(後述参照)。

ところが、1957年改訂会計原則は、未実現保有損益を認識する可能性を繰り返し暗示しながら(AAA [1957], pp. 540-541)、結局、当該認識問題については明確な指針を何ら提示しないままに終わっているのである⁹⁾。したがって当然のことながら、未実現保有損益をどのように会計処理するかも、同会計原則においては不明のままである。

以上を要するに、1957年改訂会計原則においては「会計原則の理論的基礎を

6) こうしたことから、1957年改訂会計原則における「実現」という用語の使用には、統一性が欠けているという指摘もなされている。たとえば、山田 [1998], 136ページを参照されたい。

7) 2つの会計観の異同関係に関する議論については、FASB [1976], ch. 2を参照されたい。また、この議論については、藤井 [1997], 第2章で筆者なりの検討をおこなっている。

8) ここでは、FASB [1976], par. 48 footnote 等で示された用語法にしたがい、収益・費用という用語を、利得・損失を含む広い意味で使用している。

9) 1957年改訂会計原則は増価評価利得については認識を否認しているが、低価評価損失については認識を是認していると解釈する論者も存在する。たとえば、福島 [1978], 24ページ; 草野 [1998], 368ページを参照されたい。

なす基礎概念または会計公準」(新井 [1978], 45ページ) が積極的に表明され、認識拡張の可能性を秘めた斬新な実現概念が提示されたにもかかわらず、それらの諸提案は核心部分において多くの矛盾点や不明点を含むものであったために、同会計原則は、その会計的計算構造において「〔伝統的な〕原価主義の域を一步も出していない」(福島 [1978], 24ページ) ばかりでなく、「実質的には伝統的な会計原則を理論的に基礎づける役割を依然として担っているにすぎない」(新井 [1978], 109ページ) ものとなっているのである。

IV 認識規準としての実現の否認

——1962年会計原則試案——

1957年改訂会計原則によって提唱された用役可能性説をさらに徹底させることによって、従来の伝統的会計理論に代わるべき新しい会計理論を提示しようとしたのが、AICPA [1962] (以下本文で言及する場合には「1962年会計原則試案」と記す) であった。

1962年会計原則試案は、会計の主たる機能を、「経済実体の保有する資源の変化の填末を測定すること、すなわちすべての資源とそのすべての変化を測定すること」(AICPA [1962], p. 12) と規定している。そのうえで、同試案は、「利益は企業実体の正味資源の増加関数」(AICPA [1962], p. 11) であり、したがって、「利益の構成要素(すなわち収益、費用、利得、損失)は、資産および負債の測定に基礎づけられなくてはならない」(AICPA [1962], p. 11) と述べている。すなわち、1962年会計原則試案によれば、「純利益」(net profit)¹⁰⁾ とは、「物価水準の変動や追加投資から生じる投下資本額の変動がなく、また所有主への配当もないと仮定した場合の、所有主持分の増加額」(AICPA [1962], p. 45) である。

以上のような議論をふまえたうえで、1962年会計原則試案は、実現について、

10) 1962年会計原則試案は、純利益の代替的用語として、「稼得利益」(earnings) や「利益」(income) という用語も使用している。AICPA [1962], p. 45.

「当該概念は分析的な正確性を欠いているので、会計の基軸的特質としてこれを受け入れることはできない」(AICPA [1962], p. 15) と述べ、実現の全面的否認の立場を明らかにしているのである。1962年会計原則試案によれば、実現の採用から生じる最も重大な問題は、「企業活動や経済活動を正確に〔財務諸表に〕反映するという〔会計の〕主目標を、当該経済活動のたんなる1側面にすぎない販売〔時点での収益認識〕に移行させてしまう」(AICPA [1962], p. 15) という点にある。「利益は、〔財貨の〕販売時点だけではなく、企業活動の全過程から生じるもの」(AICPA [1962], p. 14) なので、「〔利益の主要源泉となる〕収益は、もし財貨および用役の生産と処分にかかわる主たる経済活動の成果が客観的に測定できる場合には、当該活動が達成された期間に識別されるべきである」(AICPA [1962], p. 47)。

以上のような理論的見地から、1962年会計原則試案は、貨幣請求権については原則として「将来の交換価格の割引額」による評価を求めているほか(AICPA [1962], pp. 24-25)、「稼得利益 earnings の決定にあたっては、棚卸資産の現在原価変動の影響が重要な要素となるので、これを〔財務諸表において〕報告すべきである」(AICPA [1962], p. 50) と述べ、棚卸資産に生じる未実現保有損益の利益算入をも要請しているのである。

すなわち、以上のことから、1962年会計原則試案においては、用役可能性説の徹底が認識規準としての実現の全面的否認を導き、それがさらに、客観的な測定の可能性という条件つきながら、財貨の生産時点での収益認識の提唱につながっていることが理解されるのである。貨幣請求権および棚卸資産に生じる未実現保有損益の利益算入の要請は、1962年会計原則試案に見るそうした会計思考の当然の帰結といてよいであろう。

ところが、以上に見てきたような1962年会計原則試案の諸提案はあまりにも斬新かつ理想的なものであったために、「その実行可能性や一般的承認性について〔会計人に〕確信を抱かせることは、とうてい不可能である」(AICPA [1962], p. 60) といった厳しい批判が、広く実務界から寄せられることにな

る¹¹⁾。結局、同試案は当時の実務界に受容されることなく、文字どおりの「試案」のままに終わってしまうのである。

V 収益認識規準としての実現への回帰

——1964年委員会報告——

AAA [1965] (以下本文で言及する場合には「1964年委員会報告」と記す) は、1957年改訂会計原則で提示された実現概念を「質的に展開すると同時に、部分的に修正すること」(AAA [1965], p. 312) を目的として公表されたものであり、現在のところ、アメリカ会計界の公式刊行物としては実現概念のあり方を直接真正面から論じた最後の文献となっている¹²⁾。

1964年委員会報告は、会計において解決されなくてはならない根本問題として、①どのような経済事象が勘定において記録されるべきか、②記録された経済事象は財務諸表においてどのように報告されるべきか、という2つの問題を提起している (AAA [1965], p. 312)。

そのうえで、①の問題については、全会一致の見解として、「のれん以外のすべての資産の価値変動の影響は、それが適切な証拠によって確認されるかぎり、勘定に記録するべきである」(AAA [1965], p. 312) と、同委員会報告は勧告している。そして、②の問題については、委員会多数派の見解として、「資産の『未実現』の価値変動は報告純利益に算入せず、損益計算書の純利益の下に〔独立項目として〕表示するべきである。そして、未実現価値変動の累計額は、貸借対照表の留保利益の部に独立項目として表示するべきである」(AAA [1965], p. 312) と、同委員会報告は勧告している。

要するに、資産の未実現保有損益はすべて原則として認識するべきであるが、純利益にはこれを算入してはならないという勧告が、1964年委員会報告ではな

11) 1962年会計原則試案の論理構成に内在する問題点については、さらに藤井 [1997]、第4章も参照されたい。

12) ただし、FASB [1976] や FASB 概念書第6号のように、多くの会計問題のなかの1論点として実現に言及した文献は、かなりの数にのぼる。

されているのである。ここで注目されるべき第1の点は、それまで一体の問題として議論されてきた未実現保有損益の認識問題と利益の決定問題が、明確に分離されているということである。この分離によって、貸借対照表において表示される正味資産の増減額と、損益計算書において表示される純利益の金額の間には、稀な例外的ケースを除いて恒常的に不一致が生じることになる。

注目されるべき第2の点は、以上のような分離の勧告は、収益認識規準としての実現の再位置づけと表裏の関係にあるということである。なぜならば、同報告書においては、実現・未実現の区別が、純利益の構成要素の認識規準として位置づけられているからである。つまり、収益認識規準としての実現への回帰が、1964年委員会報告の基本的立場として明らかにされているのである。事実、1964年委員会報告は、実現概念の内実をなす実現の判定規準として、(1) 受領資産の性質、(2) 市場取引の存在、(3) 用役が達成された程度という、伝統的実現概念の2要件にきわめて類似した3つの規準を提示している (AAA [1965], p. 314)。

とはいえ、1964年委員会報告で示された諸提案は、1940年序説への単純な回帰を指向するものではなかった。というのは、1964年委員会報告は、減債基金から生じる受取利息の認識や社債利息のアクムレーション法による認識などのように、必ずしも流動資産の受領を要件としない収益認識がすでに GAAP として実務に定着しているという当時の状況を引き合いに出しつつ、「本委員会は、実現収益の認識に必要な〔受領資産の〕本質的属性としては流動性よりも、測定可能性を重視する」(AAA [1965], p. 315) と述べ、上掲の3規準のうち(1)の受領資産の性質については、きわめて柔軟な立場をとっているからである。すなわち、ここに、1940年序説で提示されたような伝統的実現概念が有する厳格な制約を緩和し、会計的認識を拡張しようとする1964年委員会報告の問題意識を看取することができるのである。

認識拡張を指向するこうした1964年委員会報告の問題意識は費用および損失の認識においてより顕著である。既述のように1964年委員会報告は全会一致で

保有損益の原則的認識を勧告しているが、同委員会報告は後段の叙述において、かかる認識が、(a) 現在原価基準での費用計上、(b) 保有損益の発生期間での認識、(c) 資産の「現在経済価値」(current economic significance)での貸借対照表計上¹³⁾を目的としたものであることを明らかにしているのである(AAA [1965], p. 319)。さらにまた、「未実現保有利得が〔純利益の構成要素として〕認識されるのでないかぎり、〔市場取引の存在という〕実現のテストを緩和してもよいと考える委員がいた」(AAA [1965], pp. 315-316)という記述は、低価法の採用を暗示的に勧告したものと解しうるであろう。

以上の諸提案を集約するかたちで、1964年委員会報告は委員会多数派の見解として、以下のような利益決定方式を勧告している(AAA [1965], pp. 321-322)。

収益－現在原価基準で計算された費用＝営業利益 (operating income)

営業利益＋実現保有利得－実現保有損失＝純利益 (net income)

1964年委員会報告によれば、以上の利益決定の結果は、次のような様式にしたがって財務諸表に表示される。すなわち、損益計算書においては、営業利益と実現保有損益が区分して表示される。そして、純利益に未実現保有損益を加減した金額が、損益計算書の純利益の下に「純利益と保有損益の合計額」(net income plus holding gains and losses)として別途に表示される。他方、貸借対照表においては、株主持分の部に純利益の累計額が「実現留保利益」(realized retained earnings)として、未実現保有損益の累計額が「未実現保有損益」(unrealized holding gains and losses)として、それぞれ表示される。以上の結果、貸借対照表の資産の部においては、各資産がその「現在価値」(current values)で表示されることになる(AAA [1965], pp. 321-322)。

13) 具体的には、市場性ある有価証券については現在市場価格、棚卸資産については取替原価、固定資産については現在原価の適用を、それぞれ勧告している。AAA [1965], pp. 320-321.

VI 実現概念変遷の理論的含意と現代的意義

第1表は、実現概念の変遷に関する前節までの検討結果を要約・整理したものである。以下、本節では、第1表によりながら、実現概念の変遷過程が示唆する理論的含意と現代的意義を明らかにしていくことにしたいと思う。

(1) 実質優先主義の萌芽と展開

まず第1に指摘しうることは、1950年代後半から1960年代前半にかけて台頭した実現概念やその位置づけの変更をせまる動きは、決して同一の主張を具備したもてはなかったということである。本稿で追跡してきた実現概念の変遷過程を改めて振り返ってみると、当該変遷過程は、伝統的実現概念の確立(1940年序説)→資産・負債の認識規準としての実現の提示(1957年改訂会計原則)→会計的認識規準としての実現の全面的否定(1962年会計原則試案)→収益認識規準としての実現への回帰(1964年委員会報告)というように展開してきたことが分かる。各文献の主張が1つのスペクトラムをなしていただけでなく、実現概念の変遷過程それ自体も伝統的実現概念からの定向的な離脱過程を単純に辿ってきたわけではないことを、まず確認しておく必要がある(第1図参照)。

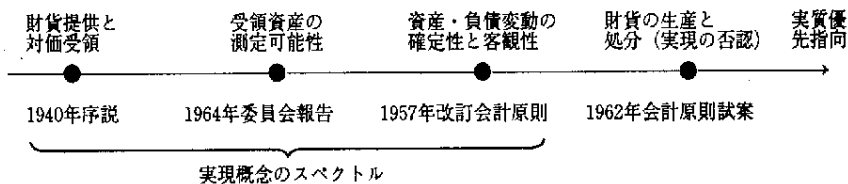
しかし第2に、以上のような振幅と曲折にもかかわらず、各文献の主張は共通した思想的基盤に立脚していたということである。その思想的基盤とは、「会計における資本利益計算の経済的現実性」(辻山 [1991], 141ページ)を回復・改善しようとするアメリカ会計人たちの問題意識であった。1957年改訂会計原則では「資産または負債の変動」の「確定性」と「客観性」が、1962年会計原則試案では「経済活動の成果」の「客観的な測定」が、1964年委員会報告では「実現収益の認識に必要な〔受領資産の〕本質的属性」としての「測定可能性」が、会計的認識のあり方を左右する重要なポイントとして、それぞれの議論の中心に置かれていた。こうした議論はいずれも、資産または負債の実

第1表 実現概念の変遷

	実現の位置づけと要件	利益の決定方式	未実現保有損益の認識
1940年序説	収益の認識規準 (p. 49) 1. 法的な販売等による転換 2. 当座資産の受領による確定	収益-費用 =利益 (p. 15)	認識せず (pp. 62-63, p. 80) 低価法も否認 (pp. 80-81)
1957年 改訂会計原則	資産・負債の認識規準 (p. 540) 1. 確定性 2. 客観性	収益-費用-資産 売却等の利得・損失 =実現純利益 =正味資産の変動 (p. 540)	不明
1962年 会計原則試案	実現を全面的に否認 (p. 15)	所有主持分の増加額 =純利益 (稼得利益) (p. 45)	認識する (p. 50) 利益に参入 (p. 50)
1964年 委員会報告	収益の認識規準 (p. 314) 1. 受領資産の性質 2. 市場取引の存在 3. 用役提供の程度	収益-現在原価費用 ±実現保有損益 =純利益 (p. 321)	認識する (p. 312) 留保利益の部に別掲 (p. 312) 低価法の採用を暗示 (pp. 315-316)

(出所) カッコ内の数字は各文献の原文引用ページを示す。

第1図 提案された認識規準のスペクトル



在性を企業の「経済的実質」(economic reality)とみなす観点から会計的認識の拡張をめざすという点で軌を一にするものであり、のちに「実質優先主義」(substance over form)と称されるようになる会計規範の萌芽とみなしうるのであった¹⁴⁾。

14) 実現概念の変遷を主導してきた文献として本稿で取り上げてきた3つの文献、すなわち1957年改訂会計原則、1962年会計原則試案、1964年委員会報告はいずれも、何らかの程度において時

第3に、1964年委員会報告の勧告に最も明瞭に表われていることであるが、実質優先思考（同委員会報告にみられるような萌芽的なそれも含めて）にもとづく認識拡張は、当該認識拡張から生じる正味資産の増減額のすべてを利益（または損失、以下同じ）の構成要素としないかぎり、財務諸表の「非連携」（nonarticulation）¹⁵⁾をもたらすことになるということである。この第3の論点は、実現概念変遷の理論的含意と現代的意義を考えるうえでとりわけ重要な示唆を含んでいるので、以下では項を改め、この論点についてやや立ち入った考察を加えていくことにしたい。

(2) 1964年委員会報告の勧告をめぐる2つの解釈

認識拡張と利益決定に関する1964年委員会報告の勧告は、同委員会報告で提示された表示様式にもとづいて再整理すると、第2図のように図示できるであろう。

第2図で問題になるのは、損益計算書の範囲をどこまでと考えるか、換言すれば、純利益の下に表示される未実現保有損益を利益の構成要素とみるか否かである。その解釈いかんによって、1964年委員会報告の勧告が有する理論的含意は、以下にみるように大きく異なってくるのである。

未実現保有損益はそもそも、純利益の決定プロセスからその影響を排除するために、純利益の下に独立項目として表示するよう勧告されたものであった。勧告のかかる趣旨にてらせば、1964年委員会報告が計算の主目的として想定し

、価値主義を指向するものとなっている。このような時価主義指向にも、実質優先主義の萌芽と特徴を見いだすことができる。

なお、課題の制約から本稿では言及しなかったが、実質優先という概念自体はじつはきわめて曖昧なものであり、これを所与の前提として議論を進めることには多くの問題がある。事実、FASBは、「実質優先という概念は明確に定義できない曖昧な概念である」（SFAC, No. 2, par. 160）という理由で、当該規準を会計情報の質的特徴から除外している。この問題については、藤井 [1997]、179-181ページを参照されたい。

15) 財務諸表の（非）連携問題についてある程度立ち入った議論をした基本文献として、FASB [1976]がある。財務諸表の連携概念は、のちに「クリーン・サープラス関係」と呼ばれるようになる概念と、基本的に重なるものである。

第2図 1964年委員会報告で勧告された認識拡張と利益決定
貸借対照表 損益計算書

資産の部 (現在価値基準) :	負債の部 :	収 益	×××
	株主持分の部 :	費 用 (現在原価基準)	×××
	実現留保利益 ×××	営業利益	×××
	未実現保有損益 ×××	実現保有利得	×××
資産合計 ×××	負債・持分合計 ×××	実現保有損失	×××
		純利益	×××
		未実現保有利得	×××
		未実現保有損失	×××
		純利益と保有損益の合計額	×××

(出所) AAA [1965], pp. 321-322 により作成。

ている利益はあくまでも純利益であり、したがって純利益が損益計算書のボトム・ラインをなすと解釈するのが至当であろう。事実、1964年委員会報告においては、純利益に未実現保有損益を加減した金額は「純利益と保有損益の合計額」として整理されており、少なくとも名称のうえでは「利益」の扱いを受けていない。とすれば、未実現保有損益は「純利益の下」に表示されてはいるものの、「純利益の下」はじつは損益計算書の本体を構成するものではなく、したがって当該保有損益は、損益計算書の本体（すなわち収益から純利益まで）で表示された損益情報を補足する一種の脚注項目にすぎないということになる。

以上のような解釈から導出される財務諸表においては、既述のように、損益計算書で表示される利益（純利益）の金額と貸借対照表で表示される正味資産（株主持分）の増減額が一致せず、ここにいわゆる財務諸表の非連携が発生することになる。この場合、未実現保有損益は損益計算書を経由することなく、貸借対照表の株主持分の部に直接計上されていることになる。

これと同種の問題を、FASB 基準書第115号（1993年）における「売却可能証券」（available-for-sale securities）や企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年）における「その他有価証券」の会計処理に見いだすことができる。これらの有価証券の時価評価差額は損益計算書を

經由せず（換言すれば当期の損益構成要素として処理せず）、貸借対照表の資本の部に直接計上されることになっている¹⁶⁾。

これに対して、未実現保有損益は損益計算書上の項目であり、したがって当該保有損益は利益の構成要素に含まれると解釈することも、次のような意味において可能である。すなわち、1964年委員会報告は純利益とは異なるもう1つの「利益」概念を暗示的に想定しており、その名称にもかかわらずじつは「純利益と保有損益の合計額」が当該「利益」を表わしているとみるのである。この場合、損益計算書のボトム・ラインは「純利益と保有損益の合計額」ということになる。市場取引をつうじて実現した企業の期間業績は、純利益によって表示される（AAA [1965], p. 315）。この純利益に未実現保有損益を加減して得られる「純利益と保有損益の合計額」は損益計算上の「利益」としては規範的な意味を持たないが、「資産の価値変動」（AAA [1965], p. 312）の認識ともなうフロー側の処理手続を反映した計算技法上の数値としては重要な意味を持っている。なぜならば、「純利益と保有損益の合計額」の計上によって損益計算書と貸借対照表の連携（いわゆるクリーン・サープラス関係）が維持されることになるからである。

想定される取引や計上項目などの点で相違する部分はあるものの、以上の解釈から導出される利益の計算構造は、FASB 基準書第130号（1997年）によって提示された「包括利益」（comprehensive income）の計算構造と基本的に一致するといつてよいであろう。この場合、1964年委員会報告における「純利益と保有損益の合計額」がFASB 基準書第130号にいう「包括利益」に、未実現保有損益が「その他の包括利益」（other comprehensive income）に、それぞれ相当する利益概念となる¹⁷⁾。

16) FASB 基準書第115号の当該会計処理については、藤井 [1996] で筆者なりの検討をおこなっている。

17) これはあくまでも計算構造上の比較をおこなった場合の共通点であって、FASB 基準書第130号によれば、外貨項目、最小年金負債調整、負債および持分証券への特定の投資の未実現利得・損失などが、その他の包括利益に整理されることになっている（par. 17）。当然のことながら、これらの項目やそれに関連する取引はいずれも1964年委員会報告が想定していなかったものでノ

すなわち、以上を要するに、実質優先思考に導かれた認識拡張とりわけストック側の未実現価値変動額の認識は、フロー側の測定とりわけ利益測定との間に論理的な不整合を不可避的に生じ、その論理的な不整合は、財務諸表の非連携か、利益概念の二元化（1964年委員会報告の暗示的な用語にしたがえば「純利益」と「純利益と保有損益の合計額」への利益概念の二元化）によって処理するしかないということが、1964年委員会報告の勧告において示唆されているのである。この不整合は、FASB [1976] の用語法を援用すれば、資産負債アプローチにもとづくストック認識と収益費用アプローチにもとづくフロー測定を、1組の財務諸表に統合しようとする場合に生じる論理的な不整合といっ
てよいであろう。1964年委員会報告の勧告が有する最も重要な理論的含意は、以上のような点に存するといえよう。

と同時に、以上のような議論は、近年とりわけ1990年代以降に金融商品の認識・測定問題をめぐって展開されてきた議論（たとえば既述のFASB基準書第115号や第133号におけるそれ）と基本的な枠組みにおいて重なるものであり、その意味で、近年の新しい（と一般に思われてきた）会計問題の原型は、すでに1964年委員会報告において実質的に論じられていたとみることができるのである。すなわち、1964年委員会報告の勧告が有する現代的意義は、こうした点に見いだすことができるであろう。

VII む す び

以上によって、アメリカにおける利益測定論の展開過程を、20世紀前半から1960年代半ばまでの実現概念の変遷を手がかりとしながら整理・検討し、当該変遷過程が有する理論的含意と現代的意義を明らかにするという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

あり、したがって各利益の具体的内容にまで立ち入って比較検討した場合、両者の間には共通点ばかりでなく、かなり多くの相違点も観察されることになる。包括利益の概念とその制度上の諸特徴については、さしあたり岩崎 [1998] を参照されたい。

1950年代後半から1960年代前半にかけて展開された認識拡張をめざす一連の動きのなかで、実現概念をめぐる議論は、当該概念の意義を否定する場合も含めて、アメリカ会計人たちの主要な関心事であり続けてきた。その過程で、今日の中心的な会計問題の原型とみなしうる問題が先駆的に議論されると同時に、近年の新しい会計基準が想定する会計処理にも通じる現実的な問題解決策が模索・提示されたのであった。

本稿では、とくに1964年委員会報告でなされた勧告に的を絞ってそうした事例の検討をおこなったが、それは同委員会報告が、本稿で取り上げてきた文献のなかでは、利益の計算構造にまで立ち入った議論を展開した唯一の文献だったからである。しかし、本稿での検討結果から容易に推測できるように、認識拡張を論じた他の文献も、それぞれの議論を計算構造の次元にまで立ち入ったかたちで展開したならば、1964年委員会報告が逸着した問題と同様の問題に不可避免地に遭遇することになったであろう。その意味で、1964年委員会報告の勧告に関する本稿の評価は、程度の差こそあれ基本的には他の文献についても有効であると考えられる。

ところで、アメリカ会計界の公式刊行物としては1964年委員会報告が実現概念のあり方を直接真正面から論じた最後の文献となるが、実現をめぐる議論そのものがその後、立ち消えになってしまったわけではない。損益認識における実現・未実現の区別は、その後もつねに会計規制上の主要な1テーマであり続けてきた。たとえば、金融商品の会計基準を設定する過程で収益認識規準としての実現の全面的否定が IASC [1997] によって提案されたが、かかる提案は現在なお実務界の支持を獲得するにいたっていない。FASB 基準書第133号 (1998年) や国際会計基準第39号 (1999年) においても、実現の全面的否定を前提にした公正価値測定モデルの採用は長期目標として将来に先送りされている。すなわち、近年においてもこのようなかたちで損益の実現問題が議論され、しかもその議論をつうじて結果的に (おそらくは問題提起者たちの意図に反して) 実務における実現の根強い影響力を改めて示すことになる状況が

繰り返し生じているのである。実現をめぐる議論の展開に、今後も引き続き注視せざるをえないゆえんである。

参考文献

- AAA [1957] Committee on Accounting Concepts and Standards, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements-1957 Revision," *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, pp. 536-546. (中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社, 1984年), 190-210ページ。
- [1965] 1964 Concepts and Standards Research Study Committee-The Realization Concept, "The Realization Concept," *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 2, pp. 312-322.
- [1966] Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, 1969年)。
- AIA [1952] Study Group on Business Income, *Changing Concepts of Business Income-Report of Study Group on Business Income*, The Macmillan Co., reprint ed., Scholars Book Co., 1975. (渡邊進, 上村久雄共訳『企業所得の研究—変貌する企業所得概念—』中央経済社, 1956年)。
- AICPA [1962] *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA Accounting Research Study No. 3, AICPA. (佐藤孝一, 新井清光共訳『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社, 1962年), 105-221ページ。
- FASB [1976] *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年)。
- Gilman, S. [1939] *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Co. (久野光朗訳『ギルマン会計学』上巻, 中巻, 下巻, 同文館, 1965年, 1967年, 1972年)。
- IASC [1997] *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASC Discussion Paper, IASC. (国際会計基準委員会『金融資産及び金融負債の会計処理』国際会計基準委員会ディスカッションペーパー, IASC)。
- Kohler, E. L. [1952] *A Dictionary for Accountants*, 1st ed., Prentice-Hall. (染谷恭次郎訳『コーラー会計学辞典』復刻版, 丸善, 1989年)。

- Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No. 3, AAA. (中島省吾訳『ペイトン＝リトルトン 会社会計基準序説』改訳版, 森山書店, 1958年)。
- Windal, F. W. [1961] "The Accounting Concept of Realization," *The Accounting Review*, Vol. 36, No. 2, pp. 249-258.
- [1963] "Legal Background for the Accounting Concept of Realization," *The Accounting Review*, Vol. 38, No. 1, pp. 29-36.
- 新井清光 [1978] 『会計公準論』増補版, 中央経済社。
- 岩崎 勇 [1998] 「財務業績と包括利益計算書」『会計』第154巻第3号, 51-66ページ。
- 卓野真樹 [1998] 「収益認識基準拡張の萌芽(1)—AAA 1957年基準書及び AAA 1964年報告書を中心にして—」『同志社大学大学院商学論集』第33巻第1号, 354-379ページ。
- 阪本安一 [1966] 「実現概念に関する一考察」『会計』第89巻第6号, 15-31ページ。
- 辻山栄子 [1991] 『所得概念と会計測定』森山書店。
- 津守常弘 [1985] 「会計的計算構造と公開原理」(加藤盛弘, 斎藤静樹編『企業会計の機能と制度』森山書店), 87-111ページ。
- 福島孝夫 [1978] 『会計収益認識論』大阪府立大学経済研究叢書第47冊。
- 藤井秀樹 [1996] 「金融商品の会計基準(草案)にみる『会計の情報化』—その現代の特徴と方向—」(安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』中央経済社), 254-276ページ。
- [1997] 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [1999] 「アメリカ財務会計の黎明—1960年代までの実現概念の変遷を手がかりとして—」(興津裕康編『財務会計システムの研究』税務経理協会) 114-125ページ。
- 森川八洲男 [1996] 「実現概念の展開(その3)」『税経セミナー』第41巻第10号, 4-10ページ。
- 山田康裕 [1998] 「アメリカにおける実現概念の変遷の意義—認識プロセスにおける機能的位置づけをめぐって—」『会計』第153巻第6号, 133-144ページ。